

観光立国の推進

評価の視点と指標

【評価の目的、必要性】

平成19年に閣議決定された観光立国推進基本計画は、平成22年度を目標年次に訪日外国人旅行者数1,000万人等の目標値を掲げているが、策定後おおむね3年後を目途に見直すとしており、観光庁が見直し作業に着手している。

上記の訪日外国人旅行者数目標の実現に向け、平成15年から実施する訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)は、一貫して国民の関心が高い観光庁の中心施策であり、かつ、内外の情勢変化が大きいことから、これまで実施した施策を詳細に検証し、目標値と施策の見直しに反映する。

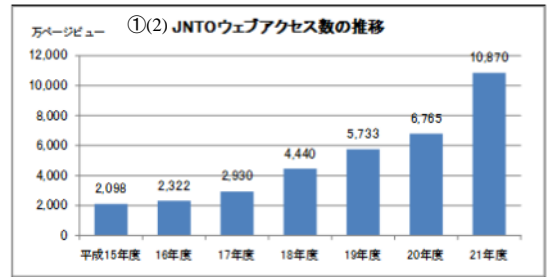
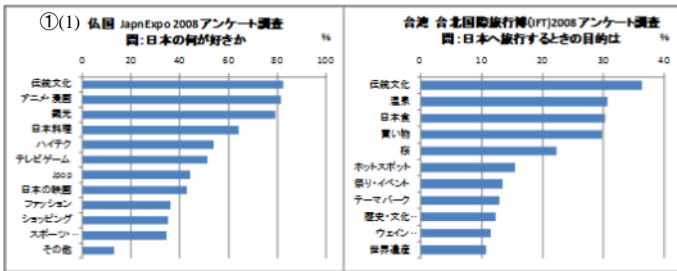
【対象施策】

外国人旅行者の来訪を促進するために実施した、海外の旅行会社による日本向け旅行商品の造成・販売の促進に係る事業(誘客事業)、及び、海外の消費者における旅行目的としての日本の認知度の向上に係る事業(認知度向上事業)。

【政策の目的と評価の視点】

政策の目的	評価の視点
①訪日旅行商品の情報を消費者に的確に伝達し、購買意欲を高める。	(1)各市場の消費者の日本に対する認知度は向上したか (2)訪日旅行の潜在顧客は増加したか
②消費者と企業の両方にとって魅力ある旅行商品の造成・販売を支援する。	(1)海外の旅行会社にとって訪日旅行商品造成・販売の魅力度は向上したか (2)訪日旅行商品の造成・販売実績は向上したか
③満足される訪日旅行を提供し、次の来訪に繋げる。	(1)訪日旅行を終えた旅行者の満足度は向上したか (2)満足の結果として需要喚起につながったか

【指標分析例】



②(1) トラベルマートの造成実績(平成18年度～21年度)



*平成18年度～20年度は春・秋2回、21年度は春1回のみ

②(2) 誘客事業の参加旅行会社数と訪日外客数

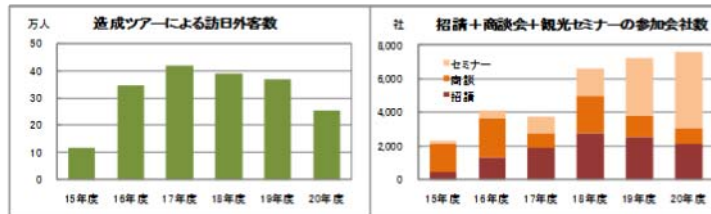
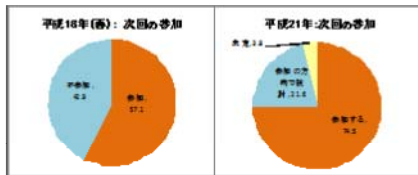
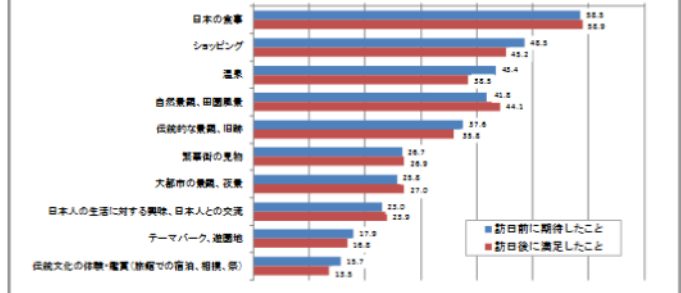


図3.8 トラベルマートでのアンケート調査例



③(1) 「訪日前に期待したこと」と「訪日後に満足したこと」の比較(2009年)(複数回答)



評価結果

● 訪日旅行商品の情報を消費者に的確に伝達し、購買意欲を高める。

(1)各市場の消費者の日本に対する認知度は向上したか

アンケート調査等を実施したが、経年比較や市場間・地方間の比較等が困難であり、認知度の変化とVJ事業の関連が検証できない。

(2)訪日旅行の潜在顧客は増加したか

潜在顧客は増加しているとみられるが、個々の事業について詳細な追跡調査が実施されておらず、また、VJ事業が関連しない場合とのデータ比較が困難であり、潜在顧客の動向とVJ事業の関連は検証できない。

● 消費者と企業の両方にとって魅力ある旅行商品の造成・販売を支援する。

(1)海外の旅行会社にとって訪日旅行商品造成・販売の魅力度は向上したか。

ある商談会を対象にした調査では、訪日旅行商品の造成意欲が増したと考察されたが、同商品造成の魅力度とVJ事業の関連が広く検証できない。

(2)訪日旅行商品の造成・販売実績は向上したか。

当該商品による訪日外客数は一定値で推移し、誘客事業への参加旅行会社数も増えているが、VJ事業以外の造成・販売実績との比較等が調査されておらず、VJ事業が訪日外客数にどの程度寄与しているかが検証できない。

● 満足される訪日旅行を提供し、次の来訪に繋げる。

(1)訪日旅行を終えた旅行者の満足度は向上したか

一部の調査を除き満足度に関する調査は実施していないため、VJ事業との関係は実証できない。

(2)満足の結果として需要喚起につながったか

訪日旅行の満足度と需要喚起との関係を調査したデータは存在しないため、実証が困難。

今後の施策への反映の方向性

これまで専ら訪日外国人旅行者数の目標達成を目的として展開されてきたが、市場の消費者の認知度、訪日旅行商品の造成・販売の拡大、訪日外国人旅行者の満足度の3つの観点を加え、指標をきめ細かに設定し、その向上のための取組みを進めることが必要である。

市場の消費者の認知度の向上を図るための施策

費用対効果の一層の向上のため、市場毎に認知度の向上状況についてきめ細かな指標を設定した調査を行い、次年度以降の事業への反映が必要である。

訪日旅行商品の造成・販売を促進するための施策

VJ事業の支援対象となった旅行会社が、当該事業によりどの程度造成・販売実績を拡大させたかの詳細を把握し、次年度以降の事業に反映することが必要である。

訪日外国人旅行者の満足度の向上を図るための施策

訪日外国人旅行者の満足度については、VJ事業よりも地方自治体・民間等とも連携した総合的な施策が有効。そのため、VJ事業を通じて収集・把握した訪日外国人の満足度等を関係者に広く提供し、これら諸施策の展開に活用する必要がある。